

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実について、公正で透明性の高い、かつ、効率的な経営によって経営環境の変化に迅速に対応するうえでの重要な課題であると認識し、積極的な取組みを進めております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

##### 【補充原則1-2】

当社は、狭義の株主総会招集通知の英訳を当社ホームページに開示しております。

議決権の電子行使を可能とするための環境作りにつきましては、自社の株主構成における機関投資家や海外投資家の比率等を踏まえながら、議決権行使プラットフォームの利用などを検討してまいります。

##### 【補充原則2-2】

当社は、経営理念を実現するために「経営方針」、「行動指針」、「運営方針」などから構成される「モリテックグループ行動規範」を定め、全社員に冊子を配布し、啓蒙に努めております。この「行動規範」の趣旨・精神を尊重する企業文化が根付くことを目指して活動しております。

この「行動規範」の実践に関する取締役会のレビューについては、適切な実施方法を今後検討してまいります。

##### 【原則2-3 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題、補充原則2-3】

当社は、サステナビリティを巡る諸課題への対応について、経営の重要課題であると認識し、取組みを進めております。

取締役会は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、サステナビリティについての制度構築に努めてまいります。

##### 【補充原則3-1】

当社は、株主向けの「報告書」において、環境への取組み方針や取組み状況について開示しております。今後、サステナビリティへの取組みについて、開示の拡充に取り組んでいくことを検討してまいります。

##### 【補充原則4-1】

当社は、取締役会で代表取締役等の後継者計画(プランニング)について、十分な時間と資源をかけて客観性・透明性を確保するプロセスを明確にし、監督を行ってまいります。

現在は、人材要件を共有しながら、取締役及び従業員(執行役員含む。)に向けた年間教育計画や外部教育受講(セミナー聴講含む。)から必要と思われる能力開発を行ってまいります。

##### 【原則4-2取締役会の役割・責務(2)、補充原則4-2】

当社は、経営陣の報酬については報酬水準や報酬形態及びその割合等について定期的に見直し、取締役会において審議しております。今後は、同様の取組みを継続することに加え、持続的な成長へのインセンティブ付与を目的として、中長期的な業績と連動する報酬形態の導入などを検討してまいります。なお、中長期的な業績と連動する株式報酬制度の導入は行っていません。

##### 【補充原則4-2】

当社は、環境への取組み方針については、「安全・品質・環境方針」において定めております。当社は、自社のサステナビリティについての取組みは、経営の重要課題であると認識しており、経営資源の配分や事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、企業の持続的な成長に資する実効的な監督を行えるよう、さまざまな施策を検討してまいります。

##### 【補充原則4-3、補充原則4-3】

当社は、「取締役会規則」の付議事項に代表取締役の選解任を定めておりますが、代表取締役の選解任および再任に関する客観性・適時性・透明性ある手続き等を定めることを検討しております。

##### 【原則4-4 監査役及び監査役会の役割・責務、補充原則4-4】

当社は、監査役が取締役会並びに経営陣に対して、独立した客観的立場で適切な判断により適切に意見を述べるため、監査役会において「監査役会規則」、「監査役監査基準」、「内部統制システム監査実施基準」を定めております。また、社外取締役との連携を図るため、両者による会議を開催することを検討してまいります。

##### 【補充原則4-8、補充原則4-8】

当社では、取締役会での意見交換を通じて、十分にその責務を担っていると考えております。

独立社外取締役、社外監査役および当社代表取締役は、定期的に情報交換する場として、会合を開催しております。また、当社の独立社外取締役は、取締役会において取締役並びに監査役とも積極的な意見交換を行い、連携体制を構築しております。

##### 【原則4-10任意の仕組みの活用、補充原則4-10】

当社は、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、任意の指名・報酬諮問委員会等の設置を検討しております。

【原則4-11 取締役会・監査会の実効性確保のための前提条件、補充原則4-11】

当社は、「役員規程」において、取締役の責務を、1)法令・定款などに従って、業務を適正に遂行すること、2)善良なる管理者として、注意義務を守り、忠実にその責務を果たすこと、3)会社方針及び社長の指示に基づき、業務を計画的に処理すること、4)自己の担当する業務はもとより、全社的事項の処理に当たり、会社の業績向上、利益の増強、人の和の醸成に努めること、と定めております。

これらを実行するため、社内外及び国籍・ジェンダー・年齢を問わず、広範な知識・見識と経験・実績を有する者でバランスよく取締役会が構成されるよう人選しております。

当社は、今後、経営戦略に照らして自らが備えるべきスキル等を特定し、知識・経験・能力等を一覧化した、いわゆるスキル・マトリックスを作成し、取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示できるよう検討してまいります。

当社の取締役会につきましては、社外取締役2名を含め7名で構成されており、現状の規模に見合っていると認識しております。

【補充原則4-11】

当社における取締役会の実効性についての評価項目は以下のとおりであり、現在、評価・分析のための質問内容の見直しを実施しております。見直し後に改めて取締役会実効性評価を行い、評価、分析後に結果の概要を開示いたします。

- 取締役会の構成に関する事項
- 取締役会の運営状況に関する事項
- 取締役会の審議に関する事項
- 取締役会の役割・責務に関する事項
- 取締役の職務執行に関する事項
- 取締役会及び監査役への支援等に関する事項

【補充原則4-13】

当社の内部監査部門は、毎月、書面により、監査実施状況を代表取締役および常勤監査役に報告しております。

今後、社外取締役や社外監査役に必要な情報を適確に提供するための施策を検討してまいります。

【補充原則4-14】

当社の取締役・監査役は、必要と判断した各種の研修会等に参加しております。今後、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について、開示できるよう検討してまいります。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表、補充原則5-2】

当社は、現在、法定書類等の他、半期毎に、今後の課題等を「報告書」により説明しております。

経営指標として資本に対する収益性である自己資本利益率(ROE)5%台を目標に取り組んでおります。

また、売上高、BEP、経常利益率等の目標値を設定しております。事業ポートフォリオについては、中長期的な当社の各事業の売上高の構成比を設定しておりますが、経営戦略や経営計画、事業ポートフォリオの基本的な方針や見直しの状況等の公表については、今後の検討課題と考えております。

## 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-1 株主の権利の確保、補充原則1-1、補充原則1-1】

当社は、少数株主、単元株主及び単元未満株主など、株式の内容や株式数に応じて分け隔てなく平等に対応しております。このため、単元未満株主についても会社法で定める権利の制限以外の権利を定款で制限していません。株主平等、公平性の観点から、配当金のように株式数に応じた株主還元が困難な株主優待は実施していません。説明責任を果たすため、機関投資家等との対話を通じて、理解促進や共有認識などを図っております。当社の最新情報や経営情報などの情報提供を適時開示やウェブサイトへの掲載などにより迅速、公正かつ的確に行っております。

当社は株主総会の議決権行使については、当日出席による行使、書面による行使、委任状による代理人出席の行使など、株主が多様な方法により議決権が行使できるようになっており、株主の有する自益権や共益権が適切に確保できるよう努めております。

【補充原則1-1】

当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行機能の分離を目的として「執行役員制度」を導入しております。

また、当社の事業領域を「管理本部」「商品事業部」「製品事業部」「海外事業部」「生産本部」に区分し、事業領域毎に執行権限を持つ執行責任者を配置するとともに、「経営会議規程」並びに「常務会規程」を設け、業務執行の決裁権限を必要に応じて委嘱し、取締役会が経営に関する重要事項の決定を行うことで、機動的な意思決定を可能としております。

加えて、独立社外取締役を選任し、取締役の業務執行状況の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスが十分に機能する体制を整備しております。

【原則1-2株主総会における権利行使、補充原則1-2、補充原則1-2、補充原則1-2】

当社は、株主総会は株主との対話の場であるとの観点から、より多くの株主が株主総会に出席できる日程への配慮を行うべきと考えております。当社では、株主総会集中日と予測される日を可能な限り避けるように配慮して、開催日並びに開催場所などの設定を行うとともに、株主の皆様が十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の発送早期化に努めております。

また、出席できない株主の皆様につきましては、議決権行使書の郵送により、株主が議決権を行使しやすい環境を整えております。

当社では、株主の権利や利益に影響を及ぼす重要な株主総会議案については、その情報を迅速かつ適切に開示すべきと認識しております。

【補充原則1-2】

当社では、株主総会における議決権は、株主名簿上に記載又は記録されている者が有しているものとして、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主が株主総会へ出席し、議決権の行使や質問を行うことは原則認めておりませんが、株主名簿上の株主を通じて、株主総会への出席の申し出があった場合、株主総会への入場と傍聴を認めることを検討してまいります。当社は、今後、実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視しつつ、実質株主の株主総会への出席に関わるガイドライン等の検討・整備に努めてまいります。

【原則1-3 資本政策の基本的な方針】

当社は、経営指標として資本に対する収益性である自己資本利益率(ROE)5%台を目標に収益力の向上に取り組んでおります。当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に取り組むため、収益力と資本効率の改善を進めるにあたり、株主総会の場や有価証券報告書、適時開示などを通じて、当社の資本政策について説明しております。

【原則1-4 政策保有株式、補充原則1-4、1-4】

当社は、投資目的以外による株式の保有は、取引関係・取引先支援の観点及び業務提携、取引の維持・強化、株式の安定並びに保有目的の合理性等の条件をすべて満たす範囲で行うことを基本的な方針としています。同株式の買い増しや処分は、当社の成長に必要なかどうか、他に有効な資金活用はないか等の観点で検証を行い、必要に応じ取締役会に諮ることとしています。

また、同株式に係る議決権行使は、その議案が当社の保有方針に適合するかどうかに加え、発行会社の効率かつ健全な経営に役立ち、企業価値の向上を期待できるかどうかなどを総合的に勘案して行っております。

【原則1-5 いわゆる買収防衛策、補充原則1-5】

当社は、大量取得行為を行おうとする者に対しては、大量取得行為の是非を株主が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、株主の検討のための時間の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じることとしております。

【原則1-6株主の利益を害する可能性のある資本政策】

当社は、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策(増資、MBOなどを含む)については、取締役会及び独立社外取締役の意見に配慮し、全てのステークホルダーにおける企業価値の観点から当該提案の検証及び検討を行い、プレスリリースなどを通じて、当社の考え方に理解を得るべく説明を尽くすとともに、最終的には株主の判断によるものとし、株主が株式を手放す権利を不当に妨げる措置は行いません。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、関連当事者間の取引を行う場合において、かかる取引が会社及び株主共同の利益を害することのないよう、役員については、競業取引並びに自己取引を行うことは取締役会付議事項であり、会社の承認なく行うことは禁止する体制をとっております。

【原則2-1 中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定】

当社のグループ経営理念は、「会社の繁栄は従業員のための幸福のためにあり社会に貢献することにある」としてあります。さらに、その理念を具現化するために経営方針を「人を大切にして、共に成長する会社づくり」とし、その経営方針を基本に毎年企業スローガンを掲げ、中期経営計画達成に向け、従業員と一丸となって事業推進を行っております。

【原則2-2 会社の行動準則の策定・実践】

当社は、グループ経営理念を実践的な行動規範に落とし込み、従業員がどのように行動すべきかを具体化した『モリテックグループ行動規範』を策定しております。さらにその一貫性のある浸透を図るべく「行動指針」「運営方針」「企業倫理規程」など、具体的な方針・規程を定めております。

【原則2-4 女性の活躍促進を含む社内多様性の確保】

当社は、「人材の多様化が知的多様性を創る」との考えのもと、ジェンダー、国籍、年齢、障がいの有無などを問わない多様な人材が当社グループの事業に新たな発想とアイデアをもたらす、イノベーションの原動力となると確信し、多様性の確保を推進しております。

当社は、女性幹部社員育成を目指し、性別に関係なく幅広く教育を行っております。

【補充原則2-4】

当社は、国内においては、女性では管理職1名、中途採用者では管理職14名を中核人材として登用しております。また、海外子会社においては、外国人では取締役1名、管理職12名(うち女性管理職7名)を登用しております。

当社グループは、ジェンダー、国籍、年齢、中途採用者に関わりなく、適材適所に登用しており、今後もこうした登用を積極的に進めることにより、多様性を高めていくことにしております。

【原則2-5 内部通報、補充原則2-5】

当社は、「ヘルプライン運営規程」を定め、内部通報窓口を設置しております。

また、内部通報者が保護される体制を整備し、必要に応じて取締役会へ運用状況の報告を行っております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、確定給付企業年金規約を定め、運用の基本方針及び運用指針等を定めております。

また、規約に資産管理運用機関及び金融商品取引業者の名称も明確にし、運用管理を行っております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)当社は、会社の目指すところや経営戦略を可能な範囲で公表しております。

(2)当社のコーポレート・ガバナンスの基本方針は、以下であります。

a)会社が株主・取引先をはじめ市場や社会の信頼を維持していくためには、業務の健全性及び適切性を確保しなければならない。

b)業務の健全性及び適切性を確保するためには、会社の経営管理が有効に機能しなければならない。

c)経営管理が有効に機能するためには、役員及び各組織がそれぞれの役割と責任を果たさなければならない。

(3)当社は、取締役及び執行役員の報酬について「役員規程」及び「執行役員規程」に定めております。

(4)当社は、取締役及び監査役並びに執行役員の選解任について「役員規程」及び「監査役会規則」並びに「執行役員規程」により定めております。具体的には、取締役を選解任するときは、取締役会の決議後、株主総会の決議により決定することとしております。監査役を選解任については、監査役会の決議後、株主総会の決議により決定することとしております。また、執行役員については取締役会の決議により決定することとしております。

(5)代表取締役をはじめとした経営陣幹部の選解任と取締役及び監査役候補の指名を行う際には、取締役会において個々の選解任・指名についての説明がなされております。

【補充原則3-1】

当社は、情報開示を重要な経営責任の一つであると認識しており、株主をはじめステークホルダーへの正確な情報が伝達できるよう、情報開示にあたっては平易かつ具体的な記載を行っております。

【補充原則3-1】

当社は、海外投資家(外国法人等の株式保有)の比率が極めて低いことから、狭義の株主総会招集通知の英訳のみを当社ホームページで開示しており、決算説明資料その他各四半期決算概況等についての英文開示は行っておりません。

今後、自社の株主構成における海外投資家(外国法人等の株式保有)の比率が増加した場合、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進める考えであります。

【原則3-2 外部会計監査人、補充原則3-2】

当社の監査役会は、「監査役会規則」において外部会計監査人の再任、選任及び解任並びに不再任に関する方針を明記し、それに基づき審議

・決定を行っております。

【補充原則3-2】

当社は、計算関係書類等については、早期作成や迅速な情報提供を行うなど、会計監査人が十分な監査時間を確保できるように努めております。会計監査人は、適宜、代表取締役(当社はCEO、COO及びCFOは定めておりません。)との面談等により情報収集や意見交換を行っております。

会計監査人と監査役及び内部監査部等は、必要に応じて随時協議を行い、監査に関する意見、情報の交換を行うなど、連携や協力を図ることにより監査を充実、向上させているものと認識しております。会計監査人は、不正を発見した場合は取締役会及び監査役会に報告致します。また、報告内容に基づき取締役会、監査役会及び内部監査部等は、情報共有等により相互に連携を図り、当該事項について適切な対応を図ることとしております。

【原則4-1 取締役会の役割・責務(1)、補充原則4-1、補充原則4-1】

当社の取締役会は、法令、定款及び「取締役会規則」で定める付議事項について決定しております。また、「役員規程」等により取締役の役割や責務を定めております。

当社は、執行役員制度を導入しており、取締役会で決議された業務執行事項については、業務執行取締役や執行役員が迅速に対処しております。

【原則4-3 取締役会の役割・責務(3)、補充原則4-3、補充原則4-3】

当社の取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映しております。

また、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備しております。

さらに、社会的責任を組織全体に浸透させるとともに、法令順守(含む行動規範)体制及びリスク管理を含む内部統制システムを整備し、その実効性を評価するとともに、常にその改善を図っております。

当社のグループ全体の内部統制(含む行動規範)の充実、株主を含む全てのステークホルダーの信頼を得る重要な要素であり、取締役会は、「取締役会規則」等に基づき、取締役の職務の執行の適正を確保するために必要な体制を整備しております。内部監査部門は、代表取締役社長の直轄部門として、当社グループ全体を監査しております。

さらに、内部統制に関連した取締役会決議に基づき、担当取締役は、法令と倫理規範・行動準則の順守、事業の有効性・効率性及び財務報告の信頼性のために必要な体制等を整備し、国内外の事業活動の第一線まで有効に機能させるように努めております。

【原則4-5 取締役・監査役等の受託者責任】

当社の取締役・監査役・経営陣は、株主に対する受託者責任、ステークホルダーとの適切な協働のもとで、会社・株主共同の利益のため行動すべきとの考えから、情報公開を重要な経営課題の一つであると認識し、各ステークホルダーへの情報発信や対話を通じて、ステークホルダーが必要とする情報提供を行っております。

また、独立社外取締役を選任し、社外や株主の視点から、会社や株主共同の利益を高めるよう、取締役の業務執行の監督や経営計画への意見を徹しております。

【原則4-6 経営の監督と執行】

当社は、執行と監督の分離をより徹底させるため、執行役員制度を導入するとともに、独立社外取締役を選任し、取締役会において、経営に対する助言や監督等の意見をいただいております。

【原則4-7 独立社外取締役の役割・責務】

当社は、取締役会による独立客観的な経営監督の実効性確保のため、また、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与する資質を備えた業務執行に携わらない取締役として独立社外取締役を選任しております。

なお、独立社外取締役には、経営への助言、経営の監督、利益相反の監督、少数株主等の意見の取締役会への反映などの役割が期待されていることに留意して選任しております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、独立社外取締役2名を選任しております。今後の当社を取り巻く環境変化等により、独立社外取締役を増員することが必要と認められた場合には、候補者の選定を検討してまいります。

【補充原則4-8】

当社には、現時点では支配株主が存在していないため、独立社外取締役の3分の1以上の選任および特別委員会の設置は、必要がないと考えております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役の選任にあたり、経営監督機能を発揮するために、会社からの独立性の確保を重視しております。

独立性の判断につきましては、東京証券取引所が定める規則に則り、その適任性については個別の候補者毎に取締役会で判断しております。

【補充原則4-11】

当社の取締役、監査役について、他の上場会社の役員を兼任している者はおりません。

(社外取締役1名は、上場会社1社の社外役員を兼務しております。)

【原則4-12 取締役会における審議の活性化、補充原則4-12】

当社は、取締役会を月1回の頻度で開催し、事業年度の開始前に年間開催スケジュールを取締役及び監査役へ通知し、取締役会に出席しやすい状況を確認しております。

また、取締役会に上程される事項は、原則として常務会(業務執行の最高意思決定機関)で事前に審議されることから、業務執行取締役及び常勤監査役は、内容を熟知した上で、取締役会に出席しております。

さらに、社外取締役や常勤監査役以外の監査役には、取締役会の開催通知を事前に送付するとともに、事前情報が必要と認められる議題については、開催通知と同時に資料を配布し説明を行い、説明者へ質問と回答を求めることを可能にするなど、必要な事前準備の機会を提供しております。

【原則4-13 情報入手と支援体制、補充原則4-13、補充原則4-13】

当社の取締役・監査役(社外取締役・社外監査役を含む)は、当社の企業理念、企業文化、経営環境の変化などの状況について、取締役会事務局を通じて継続的な情報提供を受けております。

また、取締役会・監査役会は円滑な情報提供ができていないかを確認しております。

当社の監査役及び監査役会は、取締役並びに執行役員の職務執行の監査に必要な事項に関し、当社グループの取締役、執行役員、使用人及び会計監査人から適時・適切に報告を受けるとともに、会計監査人及び内部監査部門と必要な情報を共有するなど、監査の質の向上と効率的な監査の実現に努めております。

【原則4 - 14取締役・監査役のトレーニング、補充原則4 - 14 】

当社は、新任者をはじめとする取締役・監査役に適したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行っております。なお就任後においても継続的に更新の機会を得るものとしております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針、補充原則5-1 、補充原則5-1 】

当社は、投資家向け広報活動として、許す限り積極的な情報開示に努めております。

株主との対話にあたっては、インサイダー情報やこれに準ずる会社の運営、業務、財産等に関する重要な未公開の情報について留意しながら、企業価値の向上に資するご意見をお伺いしていくこととしております。

当社では、投資家の株主との対話を積極的に行うことを目的に、管理本部にて株主の皆様からのご質問などにお答えしております。また、当社ホームページにおいてIR開示資料の充実にも取り組んでおります。

【補充原則5-1 】

当社は、四半期ごとに株主構成の把握を行っております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本製鉄株式会社	2,244,166	10.02
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,401,100	6.25
株式会社メタルワン	1,328,166	5.93
日本生命保険相互会社	1,270,930	5.67
株式会社三菱UFJ銀行	1,110,871	4.96
株式会社関西みらい銀行	960,629	4.29
大同生命保険株式会社	600,000	2.68
森浩之	519,000	2.31
第一生命保険株式会社	450,000	2.01
森泰之	448,500	2.00

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	金属製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
阪口誠	弁護士													
中野正信	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、「

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、「

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

阪口誠	独立役員として指定しております。	弁護士として企業法務に精通し、コーポレート・ガバナンスに関する十分な見識を有していることから、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行してもらえるものとして判断し、また独立性に関し、疑義のある要件に抵触しておらず、実質的にも一般株主の皆様と利益相反が生じる恐れがないと判断されるため、独立役員として指定しています。
中野正信	独立役員として指定しております。	公認会計士及び税理士としての専門的な知識を有し、企業会計に精通し、コーポレート・ガバナンスに関する十分な見識を有していることから、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行してもらえるものと判断し、また独立性に関し、疑義のある要件に抵触しておらず、実質的にも一般株主の皆様と利益相反が生じる恐れがないと判断されるため、独立役員として指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役員数	4名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

それぞれの年度監査目標や年度計画を報告し、監査役は会計監査人の監査に随時立会い、また、監査報告会等を通じて情報の交換を行い、相互の連携を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
藤谷和憲	弁護士													
黒田肇	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

## 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤谷和憲		独立役員として指定しております。	弁護士として企業法務に精通し、コーポレート・ガバナンスに関する十分な見識を有していることから、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行してもらえるものと判断し、また独立性に関し、疑義のある要件に抵触しておらず、実質的にも一般株主の皆様と利益相反が生じる恐れがないと判断されるため、独立役員として指定しています。
黒田肇		独立役員として指定しております。	長年にわたる企業経営者としての経験を有され、鉄鋼業界の状況にも精通されていることから、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行してもらえるものと判断し、また独立性に関し、疑義のある要件に抵触しておらず、実質的にも一般株主の皆様と利益相反が生じる恐れがないと判断されるため、独立役員として指定しています。

## 【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

制度として実施しておりませんが、月々の報酬(賞与を含む)にて十分評価しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】



## 該当項目に関する補足説明

(役員報酬の内容)

1.取締役及び監査役に支払った報酬

取締役 10名 135,284千円

監査役 5名 34,464千円

うち社外役員 5名 7,800千円

(注)報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金の繰入額を含めております。

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等については、企業価値の持続的な向上に資するべく、業績向上に対する意欲を高めるための報酬体系とすることを原則とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とするため、2021年2月8日開催の定例取締役会において決定方針を決議いたしました。

取締役及び監査役は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬、退職慰労金により構成し、個人別の報酬額については、株主総会での決議の範囲内で、取締役については取締役会の委任に基づき代表取締役社長が各取締役の職務の内容、貢献度を総合的に勘案して役員規程に基づき決定しております。監査役については、監査役協議に基づき決定しております。

また、社外取締役および社外監査役については、その職責を鑑み基本報酬のみを支払うこととしております。

なお、2021年4月26日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度の廃止が決議され、役員の報酬等の内容の決定方針についても同日付で改正しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役は、取締役会、監査役会などに出席し、豊かな経験と専門的な知見などを活かして監査活動を行っております。監査役、内部監査部及び会計監査人は情報交換会等を通じて情報を共有しており、監査役会において常勤監査役より社外監査役へ会社の状況について詳しく説明しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- 1.取締役会は、月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項の決定や業務執行の状況を逐次監督している。
- 2.当社は、概ね1か月に1~2回の常務会、経営会議において各部門の管掌役員が集まり、各部門の運営上の説明を行い、経営上の諸問題の審議及び内容の具体化など、経営執行上の意思決定を迅速に行っております。
- 3.当社は、「企業倫理要綱」を設け、コンプライアンス、リスク管理を含む企業倫理の啓蒙とその徹底に努めております。
- 4.当社は、内部監査部(構成員3名)を設置しております。経営の合理化及び能率の増進を目的として、業務及び会計の監査を行っております。
- 5.当社は必要な時に社外の有識者(弁護士等)に意見を聴取し、経営の法律面等からのチェック機能が働くようにしております。
- 6.監査役は監査役会の活性化に努め、監査役による経営のチェック体制が十分に機能するようにしております。監査役は、コンプライアンス、リスク管理、業務監査の各視点から監査を行っております。
- 7.会計監査人として、協立監査法人が会社法監査(会計監査)に従事しております。同法人には金融商品取引法監査も委嘱しており、会社として体制を整え十分な対応をしております。

(内部監査及び監査役監査、会計監査の状況)

1.内部監査部は、年間の監査実施計画及び監査方針を作成し、これに基づき各事業所の業務及び会計の監査を実施するとともに、必要に応じて臨時監査を実施しております。

2.監査役監査については、取締役会、常務会、経営会議に出席するほか、各種会議にも積極的に参加、重要な決裁書類を閲覧し、取締役の職務執行を十分に監査できる体制をとっております。また、内部監査部との連携を密にして、随時必要な監査を実施しております。

3.会計監査については、協立監査法人を監査人に選任しております。当社の会計監査業務は、公認会計士の田中伴一氏と公江正典氏が執行しております。

4.監査役、内部監査部及び会計監査人は、それぞれの年度監査目標や年度計画を報告し、監査役・内部監査部は会計監査人の監査に立会い、また監査報告会等を通じて情報の交換を行い、相互の連携を高めております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

企業統治の体制につきましては、当社は会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を設置しており、これらの機関のほかに、常務会、経営会議、執行役員会議、経営倫理委員会、リスクマネジメント委員会、情報管理委員会、財務報告に係る内部統制委員会、内部監査部を設置しております。

現状の体制につきましては、取締役の人数は7名(うち、社外取締役2名、2021年6月24日現在)であり、相互のチェックが図れるとともに、監査役4名(うち、社外監査役2名、2021年6月24日現在)による監査体制、監査役が会計監査人や内部監査部と連携を図る体制により、十分な執行、監督体制を構築しているものと考え、採用しております。

### 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日の1日前に発送いたしました。
その他	株主様に議案を審議いただく時間を少しでも長く確保するため、2021年5月28日(金)に当社ホームページへ招集通知を早期掲載いたしました。また、東京証券取引所への登録も早期に実施いたしました。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表		
IR資料のホームページ掲載	報告書、決算短信、四半期決算短信、その他IR情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部管理部に設置しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、環境保全への取組みを経営上の重点課題の一つとして位置づけ、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を受け、全社をあげて推進しております。

### 内部統制システム等に関する事項

#### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社及び子会社の業務の適正を確保するための体制(以下、「内部統制システム」という。)を整備する。

内部統制システムの構築は、効率的かつ適法な企業体制を作ることを目的とし、本決議に基づく内部統制システムは速やかに実行するものとし、さらにその向上を目指しシステムの改善を進めていくものとする。

##### (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「企業倫理規程」を定め、これをコンプライアンスに関する規範とする。

また、全社を挙げて法令・規程順守の体制を整備するとともに、当社の企業理念、社員行動基準を集約した「モリテックグループ行動規範」ハンドブックを作成し、全役職員に配布することでコンプライアンス精神の浸透を図る。

また、相談・通報制度として、「ヘルプライン運営規程」を定め、社員等からの相談・通報を受けた際は、問題の早期解決を図りつつ、通報者の秘密を厳守するとともに、通報者が不利益を被ることがないよう万全の体制を期す。

##### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び社内定める「文書管理規程」に則り文書等の保存を行う。また、「情報管理規程」に則り、情報管理におけるセキュリティ対策

や教育要請を行う。

さらに、情報の管理については「情報管理規程」に沿い、個人情報については、当社の「個人情報管理規程」及びマニュアルに沿って対応する。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理に関する事項を「リスク管理規程」に定め、業務上のリスクを積極的に予見し、適切に評価する管理体制の確立及び継続的改善を図る。また、近い将来発生が予測されるリスク及び潜在的リスクのマネジメント(回避、軽減、移転等の措置)については、「リスク管理規程」に則り対応する。

また、緊急事態発生時、全社的対応が必要な場合、緊急事態対応体制をとる。

(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定期的に開催する定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定、経営戦略・事業計画の執行及び監視に関する意思決定を機動的に行う。当社の取締役会では、子会社の財務状況その他の重要事項の報告を受ける。

経営計画については、次期事業年度及び中期の予算を立案し、具体的数値に基づいた全社的な目標を各部門の責任者に示す。

各部門においては部門目標を設定し、達成に向けて、進捗管理と具体的施策を実行する。

また、当社は、経営の意思決定の迅速化を図りつつ、監督責任と執行責任を明確化するため執行役員制度を導入し、各執行役員は取締役会から示された経営計画の達成を担う。

取締役の任期を1年とし、変化の激しい経営環境に迅速に対応するものとする。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」を定め、子会社に関する業務の円滑化を図り、子会社を育成強化する。また、「関係会社管理規程」に則り、子会社からの報告事項や監査方法等を定め、良好な統制環境を保持しつつ、全社的な内部統制システムを構築し、かつ適正な運用を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役より求めがあれば、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととする。

監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。監査役の指示の実効性を確保する。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

使用人の人事(任命・異動・評定)については、監査役の同意を得るものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役に対する監査を行うため取締役会に出席し、その他重要な意思決定や業務執行状況の把握のため、主要な会議や委員会へも出席し、必要に応じて、取締役及び使用人にその説明を求めることができる。

当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。監査役に報告をした者は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

また、監査役は代表取締役および取締役とさまざまな会合の場で、会社に対処すべき課題や監査について意見交換をする。

内部監査部は、監査終了後すみやかに、監査の結果について、代表取締役並びに監査役に監査報告書を提出する。

なお、監査役及び内部監査部は、会計監査人や弁護士など外部の専門家と、情報の交換を行うなど連携を図っていくものとする。

(9) 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、監査役の請求により当該費用又は債務を処理するものとする。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「モリテックグループ行動規範」の中で、社会の秩序や安全並びに企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力や個人・団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の取引や関係を遮断し、一切関わらないこととする旨を定め、対応部署において外部専門機関などから情報を収集するとともに、社内研修など社員教育に努めるものとする。

また、有事の際には、所轄警察署、顧問弁護士等と連携し、組織的に反社会的勢力からの不当要求を遮断、排除するものとする。

### その他

#### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

#### 該当項目に関する補足説明

当社は、2020年6月25日開催の当社定時株主総会の承認に基づき、当社の企業価値及び株主様共同の利益を確保・向上させることを目的として、これまでの「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」を更新いたしました。(以下、更新後の対応方針を本プランとい

います。)

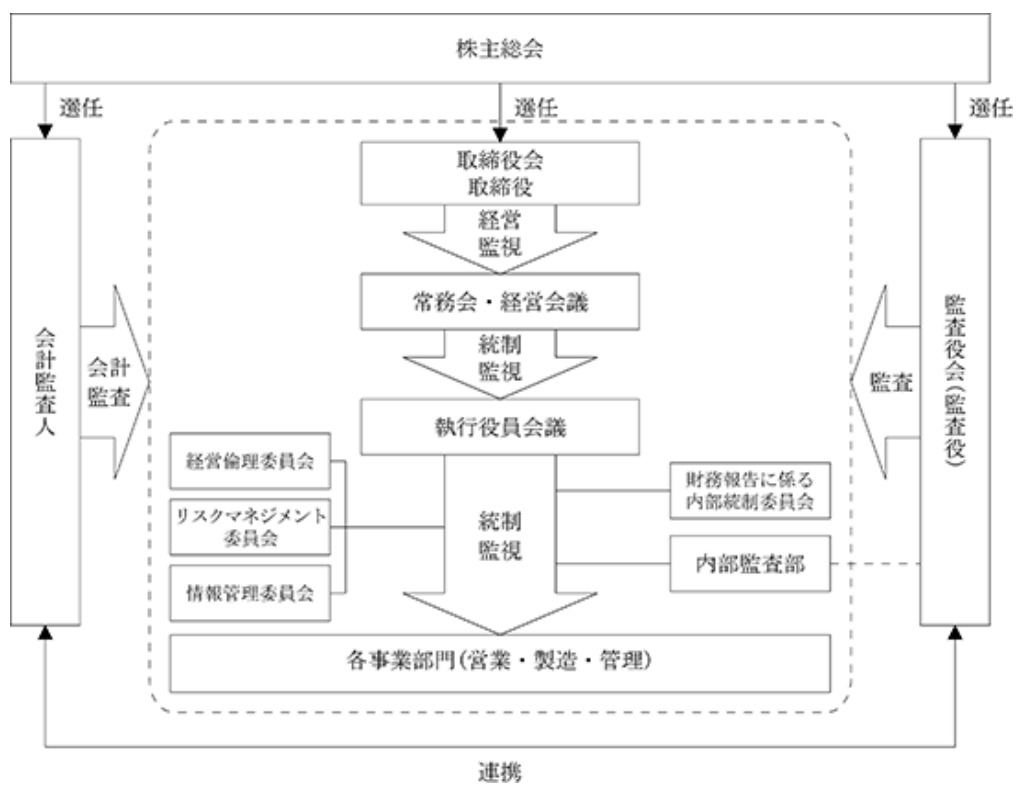
・本プランの概要は、以下のとおりであります。

当社取締役会は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為が行われる場合、事前に、当社取締役会に対して必要かつ十分な情報提供およびその買付行為の待機期間の設定を求めます。また、当社取締役会は、大規模買付行為の検討・対抗措置の発動にあたっては、社外取締役、社外監査役または社外の有識者で当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしております。対抗措置については会社法その他の法令および当社の定款により認められる措置といたします。

本プランの詳細につきましては、以下の当社ホームページをご参照願います。

<https://www.molitec.co.jp/>

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



# 適時開示体制概要図

